

説明会開催について

左記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。
なお、この説明会は、土地収用法第十五条の十四の規定に基づく説明会にも該当しますので、申し添えます。

起業者の名称及び住所

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通大臣 太田 昭宏

事業の種類

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県志布志市

志布志町志布志字見帰地内から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地

内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事

事業の施行を予定する土地の所在

鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰地内から鹿屋市串良町

細山田字立小野堀地内まで

会場及び日時

一 鹿児島県鹿屋市串良町細山田四九四五番地一

細山田分館 平成二十六年八月二十一日（木）

午後七時から午後八時まで（受付開始午後六時三十分）

二 鹿児島県志布志市志布志町志布志二二三八番地一

志布志市文化会館 平成二十六年八月二十六日（火）

午後七時から午後八時まで（受付開始午後六時三十分）

三 鹿児島県曾於郡大崎町仮宿一〇二九番地

大崎町中央公民館 平成二十六年八月二十七日（水）

午後七時から午後八時まで（受付開始午後六時三十分）

主 催 国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所

設計計画担当・調査第三課 電話〇九九四（六五）二九九五

用地担当・用地課 電話〇九九四（六五）二五四三